

意見書案第 3 号

子どもの視点に立った別居・離婚後の親子の関係に対する法整備等を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

提出者	海老名市議会議員	宇田川	希
同	同	志 野	誠 也
賛成者	同	日 吉	弘 子
同	同	永 井	浩 介
同	同	相 原	志 穂

子どもの視点に立った別居・離婚後の親子の関係に対する法整備等を求める意見書

我が国では、平成24年に民法が改正され、同法第766条で「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と定められた。

しかし、面会交流の取決め状況は相変わらず低く、面会交流の頻度も非常に低いものである。別居や離婚の背景によっては、子どもの最善の利益を考慮した面会交流の実施が困難な場合がある。一方で、面会交流の機会が十分に確保されない場合に、子どもの健やかな成長に影響を与える可能性があることについても指摘されている。

我が国も批准している児童の権利に関する条約においては、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」ことが求められている。

よって、国においては、別居・離婚後の面会交流が子どもに与える影響や実態を考慮し、現行法での対応や必要な法制上の措置を含めた速やかな環境整備として、以下の点を強く求めるものである。

- 1 親権・監護権の獲得において、子どもの連れ去りの原因となる「継続性の原則」だけではなく、「寛容性の原則」も十分に考慮した親権者・監護者の決定が行える整備を行うこと。
- 2 配偶者虐待を警察捜査の対象とするための法整備、精神的虐待への客観的基準による専門家の判断体制の導入の検討及び親権・監護権の獲得などを目的とした配偶者虐待被害者への支援制度の悪用防止を目的とした制度の検討を行うこと。
- 3 未成年の子どもがいる夫婦の離婚において、強制執行が可能な形での養育費の

取り決めを含む共同養育計画の作成を離婚の成立要件とするための整備、問題のある親の親権・監護権の停止などを前提とした子どもと離れて暮らす親への共同養育の原則義務化、及び子どもの成長に必要な面会交流の実施に向けた法整備とその支援の充実を図ること。

- 4 養育費の履行確保のための強制徴収制度、取立て支援、公的立替払制度、相談体制及び行政型ADRを含む紛争解決制度の拡充・促進などの公的支援策の充実・強化を速やかに検討すること。
- 5 子どもの権利擁護を基本とした養育、暫定監護権のあり方、子どもの連れ去り防止などの仕組み及び公的支援のあり方についての議論をさらに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月26日

海老名市議会議長

倉 橋 正 美